

平成 29 年度大豊町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 2 9 年 7 月
大豊町通学路安全推進部会

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な施策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、大豊町通学路交通安全プログラムを策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

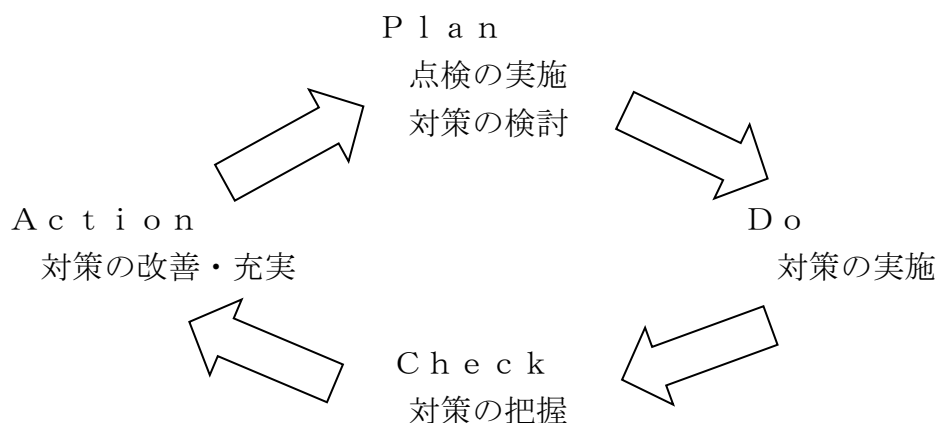
2 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い施策の改善及び充実を図ります。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための P D C A サイクル】



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察、大豊町総務課、教育委員会等が参加して合同点検を実施します。

② 合同点検の実施時期等

ア 合同点検の年間スケジュール（別紙 1）

イ 上記以外においても、必要が生じた場合は合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、安全対策効果等を検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) その他の安全対策

合同点検を実施した危険箇所以外にも通学路の安全対策として、安全な歩行空間の確保（歩道の整備、路肩のカラー化、自転車走行環境の整備等）を可能な限り進めます。

3 対策一覧表・対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために対策一覧表及び対策箇所図を作成し、ホームページ等で公表します。